

感染症・食中毒等の予防・まん延防止に関する指針

令和4年4月1日 更新

社会福祉法人まこと

デイサービスセンター しあわせの家

1. 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的考え方

通所介護事業所は、感染症等に対する抵抗力が弱い高齢者が集う場であり、こうした高齢者が多数集う環境は、感染が広がりやすい状況にあることを認識しなければなりません。

このような前提に立って事業所では、感染症・食中毒を予防する体制を整備し、平素から対策を実施するとともに、感染予防、感染症発生時には迅速で適切な対応に努める必要があります。

事業所の感染症・食中毒の発生、まん延防止に取り組むにあたっての基本理念を理解し、事業所全体でこのことに取り組みます。

2. 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的方針

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の体制

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、担当者を定め、委員会を設置する等事業所全体で取り組みます。

(2) 平常時の対応

① 事業所内の衛生管理

当事業所では、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、事業所内の衛生保持に努めます。又、手洗い場、トイレ、汚物処理室等の整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心がけ、換気・清掃・消毒を定期的実施し、事業所内の衛生管理、清潔の保持に努めます。

② 介護・看護ケアと感染症対策

介護・看護の場面では、職員の手洗い、手指の消毒、うがいを徹底し必要に応じてマスクを着用します。又、血液・体液・排泄物・嘔吐物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処します。利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意します。

③ 面会者・外来者への衛生管理の周知徹底を図りまん延防止に努めます。

(3) 発生時の対応

万一、感染症及び食中毒が発生した場合は、「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処の手順」に従い、感染の拡大を防ぐため下記の対応を図ります。

① 「発生時の状況把握」

② 「まん延防止のための措置」

- ③「有症者への対応」
- ④「関係機関との連携」

3. 感染症・食中毒まん延防止に関する体制

(1) 感染症対策委員会の設置

① 設置目的

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討するため、感染症対策委員会を設置します。

② 感染症対策担当者

次の者を感染症対策担当者とします。

看護職員

③ 感染症対策委員会の構成員

ア. 管理者

イ. 副管理者

ウ. 生活相談員

エ. 看護職員

オ. 介護職員

④ 感染症対策委員会の開催

委員会は3ヶ月に1回(3・6・9・12月第1金曜日)のグループ会にて開催、又、必要な場合は随時開催します。

⑤ 感染症対策委員会の主な役割

ア. 感染症予防対策及び発生時の対応の立案

イ. 各指針・各マニュアル等の作成

各種感染症の予防・対応マニュアル・清掃マニュアルなど

ウ. 発生時における事業所内連絡体制及び行政機関、各関係機関への連絡体制の整備

エ. 利用者・職員の健康状態の把握と対応策

オ. 新規利用者の感染症の既往の把握と対応策

カ. 委託業者(清掃、調理等)への感染症及び食中毒まん延防止のための指針の周知徹底

キ. 感染症、衛生管理に関する基礎知識に基づいた研修の実施

ク. 各部署での感染症対策実施状況の把握と評価

⑥ 職員の健康管理

ア. 職員は年1回の健康診断を実施する。

インフルエンザの予防接種について、接種の意義、有効性、副作用の可能性等を職員へ十分に説明の上、同意を得て行います。

イ. 職員が感染症を罹患している場合は、感染経路の遮断のため完治まで適切な処

置を講じます。

4. 感染症・食中毒の予防、まん延防止における各職種の役割

事業所内において、感染症・食中毒の予防、まん延防止のためのチームケアを行う上で、各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たします。

- (管理者) ・ 感染症、食中毒の予防、まん延防止体制の総括責任
 ・ 感染症発生時の行政報告
- (副管理者) ・ 感染症発生時の状況把握及び指示
 ・ 備品の整備
- (看護職員) ・ 医師、協力病院との連携を図る
 ・ 感染症対策委員会総括責任者
 ・ ケアの基本手順の教育と周知徹底・衛生管理、安全管理の指導
 ・ 外来者への指導・予防対策への啓発活動
 ・ 早期発見、早期予防の取り組み・経過記録の整備
 ・ 職員への教育
- (生活相談員) ・ 医師、看護職員と連携を図り、予防、まん延防止対策強化
 ・ 緊急時連絡体制の整備(行政機関、家族等)
 ・ 発生時及びまん延防止の対応
 ・ 経過記録の整備・家族への対応
 ・ 食品管理、衛生管理の指導
 ・ 食中毒予防の教育、指導の徹底
 ・ 医師、看護職員の指示による利用者の状態に応じた食事の提供
 ・ 緊急時連絡体制の整備(保健所各関係機関)
 ・ 経過記録の整備
- (介護職員) ・ 各マニュアルに沿ったケアの確立
 ・ 生活相談員、看護職員等との連携
 ・ 利用者の状態把握
 ・ 衛生管理の徹底
 ・ 経過記録の整備

5. 感染症・食中毒まん延防止に関する職員教育

介護に携わる全ての職員に対して、感染症対策委員会を通して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を図り職員教育を行います。

- ① 定期的な教育、研修(年 2 回以上)
- ② 新任者に対する感染症対策研修の実施
- ③ その他必要な教育、研修の実施

6. 感染症・食中毒まん延防止に関する指針の閲覧について
この指針は、誰でも閲覧する事ができます。